

品川区結核健診実施要綱

制定	平成 8年1月9日	要綱第 2号
改正	平成 9年4月1日	要綱第 36号
改正	平成10年3月25日	要綱第 15号
改正	平成12年3月28日	要綱第 66号
改正	平成13年3月28日	要綱第 60号
改正	平成16年3月31日	要綱第 33号
改正	平成17年3月31日	要綱第 27号
改正	平成19年3月29日	要綱第 48号
改正	平成21年3月10日	要綱第 44号
改正	平成31年4月1日	要綱第168号
改正	令和 5年4月1日	要綱第 73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項に基づく結核健診（以下「健診」という。）を一般社団法人品川区医師会および一般社団法人荏原医師会（以下「地区医師会」という。）への実施委託について、必要な事項を定めるものとする。

(健診の種類)

第2条 健診の種類は、「一次健診」および「精密健診」とする。

(健診対象者)

第3条 一次健診の対象者は、65歳以上の区民のうち勤務先等での受診機会のないものとする。

2 精密健診の対象者は、一次健診受診者のうち「要精検」と判定されたものとする。

(実施機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施機関を指定するものとする。ただし、精密健診対象者についての実施機関は、医師会附属診療所とする。

(実施期間)

第5条 健診は、年間を通じて実施するものとする。なお、健診日および健診時間は、実施機関が指定する日時とする。

(受診回数)

第6条 健診の受診回数は、1人につき年1回とする。

(診査の内容)

第7条 診査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

一次健診

ア 問診・理学的診察

イ 胸部エックス線直接撮影検査（大角1枚）または同等以上のデジタル撮影

精密健診 次のうち医師が必要と認める項目を実施する。

ア 喀痰検査

イ 側面等の撮影（大角1～2枚程度）

ウ 胸部CT検査（半切2枚程度）

(2) 判定

次の区分により、判定を行うものとする。

一次健診

ア 異常なし

イ 要精検

ウ その他

精密健診

ア 異常なし

イ 活動性結核の疑い

ウ その他

(区民への周知)

第8条 区は、広報紙等により健診実施の周知を図るものとする。なお、健診対象者に対しては個別に通知するものとする。

(受診の方法)

第9条 受診希望者は、住所、氏名および年齢の確認できるものを提示のうえ、実施機関で受診するものとする。なお、受診希望者は、原則として区民健康診査と同時に受診するものとする。

(健診後の措置)

第10条 実施機関は、診査結果を速やかに受診者に通知し、必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

2 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、速やかに区に報告するものとする。

(健診費用)

第11条 一次健診に要する費用は、全額区の負担とする。

2 精密健診に要する費用は原則として保険診療とし、一部負担金については、区の負担とする。

(請求手続)

第12条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、品川区保健所長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 8年2月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 9年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月 1日から適用する。